

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 2 日

○議長 宮城清政君 ただいまより、平成 28 年第 1 回南風原町議会定例会を開会いたします。まず、開会に先立ち一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は、平成 28 年度の当初予算を審議する重要な議会であります。本日までに提出された案件は、平成 28 年度の一般会計予算をはじめ国民健康保険、下水道事業、土地区画整理事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療の各特別会計予算 5 件、条例案件 7 件、報告 1 件、他に陳情 3 件で、合計 17 件が予定されております。また、追加議案として後日、平成 27 年度一般会計の補正予算、各特別会計の補正予算及び人事案件 1 件が提出されることになっております。したがって、会期も本日から 24 日までの 23 日間を予定しております。会期日程表及び議案等の取扱いについては、去る 2 月 22 日の議会運営委員会の協議で各所管の委員会に付託を予定しておりますので各委員会におかれましては、会期日程表に基づき十分に審査又は調査の報告がなされるようお願いいたします。

この際、町長はじめ執行部各位に申し添えますが、より円滑な議会運営及び議案審議がスムーズに行われますよう、また、可能な限り休憩を少なくするようお願いいたします。議案を提案する場合は、関係資料を準備し議場に臨んでいただきたいこと、次に予算関係議案の説明にあたっては、新規事業や今までと変わる事項がある場合には特に資料提供や分かりやすい説明方法に努めていただきたいと思っております。また、予算項目で前年度との比較増減が大きい場合にその理由を明らかにする等に留意をしていただきたいと思っております。

次に、本会議への課長の出席については、直接関係のない議案、例えば特別会計予算の場合は所管課での待機、職務に専念することを基本としておりますのでよろしくようお願いいたします。

おわりに、議員各位におかれましても、議案審議がスムーズに行われますよう、また、適正妥当な議決に達せられますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

○議長 宮城清政君 それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前 10 時 06 分）

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 4 番 大宜見洋文議員、6 番 赤嶺奈津江議員を指名いたします。

日程第 2．会期の決定

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 2 日

○議長 宮城清政君 日程第 2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの 23 日間にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は 23 日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配布しました会期日程表のとおりでございます。

日程第 3. 議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第 3. 議長諸般の報告を行います。平成 27 年第 4 回定例会から今日までの諸般を報告いたします。事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。主な事業につきまして報告をいたします。まず 2 ページ 1 番、東新川災害避難施設落成式・及び祝賀会が 12 月 13 日に行われました。同じく 6 番。南部地区市町村議会議長会定例総会が平成 28 年 1 月 7 日に開催され、本会の平成 28 年度事業計画及び一般会計予算について全会一致で承認されました。次に 3 ページ 12 番、埼玉県越谷市議会から議会改革についての行政視察が 1 月 21 日に行われました。活発な意見交換が行われました。4 ページ 18 番、子ども・子育て支援新制度について 2 月 3 日、神里博武氏を招聘し、議員研修会を開催いたしました。議員各位にとりましても、有意義な研修だったと思います。同じく 25 番、沖縄県議会議員と市町村議会議員交流会が、2 月 15 日に行われました。初めての試みでしたが、多くの市町村議会議員が参加し県議会議員と意見交換会を行いました。5 ページ 26 番、熊本県御船町議会から議会改革について行政視察がございました。本町の議会運営委員会も視察に訪れたところでもあり、活発な意見交換ができました。同じく 28 番、沖縄県町村議会議長会第 45 回定期総会が開催されました。その場で要請決議 4 件が全会一致で賛同され、そのうち 2 件については、各町村議会において意見書として提案が予定されております。本定期総会におきまして、県町村議会議長会による広報コンクールにおいて、南風原町議会が優秀賞・写真賞の 2 つを受賞し、その伝達が行われました。同じく 30 番、石川県内灘町議会から議会改革についての行政視察が 2 月 18 日に行われました。活発な意見交換がなされました。同じく 31 番、町村議会議員・事務局職員研修会が 2 月 18 日に開催され、沖縄県市町村課による行財政運営についてと長野県飯綱町議会議長による「議会改革と議員報酬・議員定数について」が行われました。終了後、女性議員の交流会が開催されております。6 ページ 32 番、沖縄県市町村自治管理組合議会定例会が 2 月 23 日に開催され、私が議長に就任いたしました。あとは各自でご一読くださるようお願い申し上げます。

次に、東部消防組合議会はじめ一部事務組合議会の報告が提出されております。また、町監査員から例月出納検査結果の報告書及び平成 27 年度定期監査、行政監査及び財政援助

団体等の監査結果報告が提出されておりますので各自ご覧になっていただきたいと思います。

次に、平成 27 年第 4 回定例会以後に受理しました陳情 4 件については、2 月 25 日に配布しました陳情書写しのとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。以上をもって諸般の報告とします。

日程第 4. 町長の町政一般報告

○議長 宮城清政君 日程第 4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、町政一般報告をいたします。はじめに総務部総務課関係について申し上げます。昨年 12 月 15 日に南風原町内の環境美化の促進と美化啓蒙活動として第 15 回ちゅら島一斉清掃を開催しました。子どもから大人、そして町内外の事業所の皆さん 635 人の参加をいただき黄金森公園周辺の草刈りと清掃を行っていただきました。新春 1 月 4 日、恒例の町新年宴会、叙勲受章者祝賀会を中央公民館で行い、1 部・2 部合わせて 509 人の参加者がありました。2 部では秋の叙勲を受章された新川在住の野原朝秀氏の祝賀会を行い多くの皆さんでその栄誉を祝福しました。1 月 10 日、町成人式が中央公民館で開催し、快晴のなか、お揃いの袴や華やかな振袖に身を包んだ新成人 367 名（男性 194 名、女性 173 名）が希望に満ちた表情で参加し、大人の仲間入りを祝いました。

次に、企画財政課関係について申し上げます。国勢調査 2015 は、調査員・指導員、そして町民の皆様の協力により無事調査を終え県に報告しました。速報値は 3 万 7,518 人となり、5 年前の確定値と比較して 2,274 名の増になっています。

次に、住民環境課関係について申し上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、昨年 11 月より各世帯に通知カードが送付されていますが、不在等の理由により 2,521 通が返戻され、そのうち 1 月末時点で 1,233 通が受領され、配布率が 92 パーセントとなっています。また、1 月よりマイナンバーカードを交付申請した方のカード到達後、随時交付を行っています。

次に、民生部こども課関係について申し上げます。町子ども・子育て支援事業計画に沿って進めております小規模保育事業につきまして公募した結果、町内認可外保育園から 2 件の応募がありました。審査は町待機児童解消検討委員会にて第一次を 1 月 22 日に、第二次の面接を 1 月 28 日に行い、2 件とも合格判定をいただき、4 月 1 日開園に向けて準備を進めています。新設の保育園につきましては、公募の結果 3 件の応募があり、同じく審査は町待機児童解消検討委員会にて第一次を 2 月 19 日に、第二次を 2 月 26 日に行い 1 園に絞り込んだところですが、待機児童の解消にはさらなる園の整備が必要なことから、今回応募のあった 3 園についても整備していく方向で今月開催する子ども・子育て会議で計画

変更を提案する予定です。定員 60 名の園として平成 29 年度完成を目指して取り組んでまいります。2 月 14 日には、町社協との共催で「今見えてきた沖縄の子どもの貧困」をテーマに、講師に山内優子先生をお招きして講演会を実施しました。約 170 人の参加があり関心の高さが伺え、参加者からは「新聞を見て心を痛めていた、具体的な内容が分かってよかった」、「地域で一緒になって声かけや手助けできるようにしたい」、「深刻な問題に皆で関わり子どもたちを救いたい」等の多くの感想が寄せられました。

次に保健福祉課関係について申し上げます。高齢者福祉事業においては、認知症について正しく理解していただくために、認知症サポーター養成講座を有料老人ホームや銀行で実施し、55 人が受講しました。引き続き養成講座を随時開催し認知症の理解者となるサポーターの養成に努めてまいります。健康づくりにおいては、一括交付金を活用した長寿県復活食の応援事業として、町民に野菜摂取を PR する目的で健康レシピカレンダーを作成し 12 月末に各世帯と事業所に配布いたしました。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。まず、南風原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業については、2 月末現在で申請が 40 件となり執行率が 65 パーセントとなっております。交通安全施設整備の平成 27 年度については、10 自治区内に 19 基の道路反射鏡の設置を行いました。また、町道への区画線整備を行い交通安全対策に取り組んでまいりました。

次に、都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業関係については、町道 113 号線道路改良工事と町道 10 号線改良工事を 3 月上旬に発注し、年度内工事着手に向けて取り組んでいます。宮平学校線街路事業で、国道 329 号交差点の信号機移設工事を 1 月 29 日に請負契約の締結を終えて、現在工事を進めております。山川地区農業用排水施設整備については、管路整備工事 2 件のうち 1 件が平成 27 年 12 月 25 日に完了し、残りの 1 件についても年度内完了に向けて取り組んでおります。公園整備事業については、黄金森公園整備事業で喜屋武土地改良区側に位置する駐車場付近の擁壁工事を平成 27 年 12 月 16 日、陸上競技場外周に整備しましたウレタン舗装のウォーキングコースの延長となる野球場外周箇所の整備工事を 1 月 29 日に請負契約の締結を終えて工事着手しております。ウガンヌ前公園は、4 工区目の造成工事を平成 27 年 12 月 16 日に、5 工区目となる遊具設置工事を 1 月 29 日にそれぞれ請負契約の締結を終えて工事着手及び準備に取り組んでいます。地方改善施設整備事業は、大名地区下水排水路整備工事を 2 月 9 日に請負契約の締結を終えて、工事着手に向け進めております。

次に、区画下水道事業関係について申し上げます。まず、津嘉山北土地区画整理事業につきましては、平成 27 年 12 月から本年 1 月にかけて道路整備工事 4 件と宅地造成工事 1 件を発注し 3 月末完了に向け取り組んでおります。物件移転等につきましては、繰越明許費分が 2 月末現在で 18 件すべてが移転完了し、本年度予算分についても 34 件の契約のうち 33 件が年度内に完了する予定です。公共下水道における未普及解消下水道事業については、山川地内の津嘉山第 2 汚水幹線工事を平成 27 年 12 月 7 日に請負契約の締結を終えて、

3 月末完了に向け取り組んでいます。与那覇地内の污水管敷設工事については、2 月に発注を行い、工事着手に向け進めています。浸水対策下水道事業につきましては、平成 27 年 12 月 3 日に宮平地内雨水整備工事の請負契約の締結を終えて、年度内完了に向け取り組んでいます。また、新川地内の雨水整備工事を 2 月に発注しております。農業集落排水事業につきましては、12 月 3 日に神里地区污水处理場の修繕工事を発注し、年度内完了に向けて進めております。沖縄振興特別推進交付金を活用して整備を進めています津嘉山地内のクサティ森等保全事業については、2 月にアシビナーの整備工事 2 件と園路整備工事 1 件を発注いたしました。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係については、沖縄県特定地域経営支援対策事業により角パイプハウス 5 戸、5,814 平米の野菜温室の施設導入を行いました。また、果樹農家に対しまして沖縄県災害に強い栽培施設の整備事業を活用し 7 戸、6,858 平米の強化型パイプハウスの整備を行いました。また、畜産においては、和牛の品質向上を目的に沖縄振興特別推進交付金を活用し 6 頭の優良繁殖雌牛の導入、養豚においては系統造成豚等利活用推進事業を活用し、種豚の改良や更新を進めるため、22 頭の優良種豚の貸付を養豚農家へ行っております。特産品 PR として、ナーベラー はえばる美瓜（ビューリー）の周知度の向上を図り、消費促進を図ることを目的として「はえばる美瓜レシピコンテスト」を平成 27 年 11 月 20 日より平成 28 年 2 月 1 日までの応募で開催いたしました。今後対象においては県内外での販促 PR に使用され、さらなる消費拡大を期待しております。また、2 月 6 日及び 7 日には、「おきなわ花と食フェスティバル 2016」が開催され、南風原町から園芸関係表彰の果樹品評会において、スターフルーツとパッションフルーツが優秀賞を、花きの部ではストレリチア、野菜の部でカボチャとキュウリがそれぞれ金賞に輝きました。市町村コーナーにおいては、産業振興課と J A、生産者によるスターフルーツやビューリーなど多くの加工品の出品がなされ、南風原町の特産品を広く紹介することができました。商工関係については、2 月 13 日及び 14 日に南風原物産展実行委員会主催による「第 7 回南風原物産展」がイオン南風原店で開催され、町内の特産品を一堂に集めた物産販売や関係団体の協力により多彩なイベントを開催することができ、南風原町を広く PR することができました。また、店内のイベント広場では、町内企業の PR ブースや琉球絣の展示販売、絣織り体験コーナーを設置し、町内外の方に絣文化を体験していただくことができました。2 月 20 日には、国土交通省主催による第 30 回手作り郷土賞の公開審査会へ「かすりロード盛り上げ隊」が沖縄選出としてプレゼンテーションに参加いたしました。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。教育事務点検評価審議会で「平成 26 年度教育委員会事務事業の点検及び評価」を行い、今議会定例会に報告書を提出しました。1 月 19 日に、町へ南部徳洲会病院から図書費として 120 万円の寄附がありました。保健体育事業では、1 月 2 日、3 日の両日、第 17 回町長カップ蹴球大会が開催され、高校生から一般まで多くのチームが参加しました。1 月 9 日、11 日の両日に町民広場にて名古屋

グランパス歓迎のための町民花いっぱい運動として、プランター1,500鉢を準備し、1月30日、31日に黄金森公園陸上競技場周辺に設置しました。1月10日、第36回新春マラソン大会を開催し、小学生低学年から一般の方まで513人の参加がありました。1月4日から2月13日までの間、名古屋グランパスキャンプの周知及び地域活性化を目的に、町内産、県内産の食材などを活用して名古屋をイメージする食事を提供する「南風原なごやめしフェア」を町内20店舗で実施しました。2月3日から13日までの間、名古屋グランパス春季キャンプが黄金森公園陸上競技場で行われ、期間中J1チーム同士2試合のトレーニングマッチが行われ、延べ約8,000人が訪れました。6日の試合では約1,500人の観戦者がありました。2月5日に南風原小学校体育館にてグランパスキャンプ関連事業としてグランパス管理栄養士による「食育を学べる体育の授業」をグランパス君、はえるんとともに実施しました。また、同日に同管理栄養士監修によるグランパス応援献立給食を実施し、グランパス選手が食べている食事を再現した給食を食するとともに、児童生徒による校内放送をとおして、スポーツ面から食育について体づくりに食事はいかに大切かを学ぶ機会となりました。さらに6日には同管理栄養士による食育講演会をちむぐくる館で開催し、約100名の児童生徒、保護者の参加がありました。2月10日に株式会社名古屋グランパスエイトの久米社長による講演会を開催し、町民など約280人の参加がありました。2月11日に名古屋グランパスの監督、スタッフ、ほぼ全選手が参加してのサッカー教室が開催され、町内4小学校の約120名の児童が参加し、プロの選手から指導を受けました。また、同日、沖縄中央育成園あさひ寮にてグランパス5選手が訪問し、同施設内の子どもたちとゲームなどでふれあいました。2月7日に第8回町長杯小学生交流バレーボール大会、第10回町長杯家庭婦人バレーボール大会を津嘉山小学校体育館で開催し約130人の参加がありました。2月13日、14日の両日、第6回町長杯サッカー小学生大会を黄金森公園陸上競技場で開催し、町内4小学校及び町外8チームの総勢300名の児童が参加し熱戦を繰り広げ、たいへん盛り上がりのある大会となりました。給食共同調理場では、1月26日から30日の全国学校給食週間にあたり、26日に町教育委員の皆さんと津嘉山小学校と南風原中学校の児童生徒と一緒に郷土料理の給食を囲み、和やかな雰囲気の中で給食交流を行いました。町育英会では、1月5日に有限会社アカミネ様より15万円の寄附がありました。

次に、学校教育課関係について申し上げます。12月13日「教育の日」に、学力向上推進の一環で午前中は学校公開としての授業参観、学力向上推進実践報告会、午後には元南星中学校教頭川上一先生による教育講演会と児童生徒130名に教育長表彰を行いました。幼稚園では、12月20日に生活発表会、学力向上推進実践報告が多数の保護者出席のもと行われました。1月17日、津嘉山小学校・幼稚園創立40周年記念式典・祝賀会が多くの関係者出席のもと、盛大に開催されました。施設整備では、北丘小学校大規模改造工事が平成27年12月下旬に完了し、平成28年1月上旬に仮設教室からリニューアルされた校舎に引っ越しました。4歳児保育に向けた4幼稚園園舎新增築事業は、10月上旬に工事着手して3月中旬に完了予定で進めております。しかし、南風原幼稚園においては、建築確認許

可、開発許可に時間を要したために工事の進捗に支障をきたし、工事完了を 5 月中旬予定で進めております。

次に、生涯学習文化課について申し上げます。12 月 22 日から 3 月 3 日の予定で平成 27 年度海外移住者子弟研修生きよみカレン金城普久原（ペルー）津嘉山出身と、バルバラ・カエラ新垣（アルゼンチン）与那覇出身が来町し、日本語、三線、陶芸、エイサー等の研修を行っております。1 月 19 日に 11 月 20 日から 12 月 22 日の日程でブラジル、アルゼンチン、ペルーで研修した 2 人の青年海外派遣事業の報告会がありました。1 月 23 日、第 24 回新春演芸会は、レクチャーコンサート「ショパン その人と音楽」と題し開催され、150 人の皆さんがピアノの生演奏に聴き入っていました。1 月 31 日、第 27 回南風原町民俗伝統交流会「ムラ踊りの神髄」のテーマに町外から名護市屋部、本部町瀬底、読谷村楚辺、西原町幸地、南城市前川、町内から兼城、喜屋武、照屋、津嘉山の各地域が出演し、すばらしい伝統芸能を披露し、500 人余の観衆を魅了しました。第 38 回生涯学習・公民館まつり、第 9 回自治公民館活動実践発表会を 2 月 6 日と 7 日の両日に開催しました。1 日目はウチナーグチ発表会と 4 自治公民館実践発表会、各自治公民館サークルの舞台発表がありました。2 日目は、公民館サークルの 28 演目の舞台発表と作品展示も同時に行われました。図書館の入館者数は、1 月末現在 3 万 445 人、貸出者数 1 万 5,754 人、貸出冊数 5 万 7,893 冊、ブックスタート利用者数 386 人となっております。また、12 月 1 日より貸出の予約がインターネットでできるようになりました。中央公民館の入館者数は 1 月末現在 7 万 8,488 人、黄金ホール 4 万 6,394 人、研修室等 3 万 2,094 人となっております。文化センターの入館者数は、1 月末現在 1 万 4,572 人（町内 4,693 人、町外 9,879 人）となっております。また、20 号壕の見学者は、1 月末現在 9,641 人（町内 617 人、町外 9,024 人）となっております。以上を申し上げ、平成 28 年第 1 回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。別紙で 12 月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書もお付けしておりますので、お目とおしをお願いしたいと思います。以上で、町政一般報告を終わります。

○議長 宮城清政君 以上をもって町政一般報告を終わります。

日程第 5. 町長の施政方針

○議長 宮城清政君 日程第 5. 町長の施政方針を行います。町長より施政方針の申出がありました。これを許します。町長。

○町長 城間俊安君 平成 28 年第 1 回南風原町議会定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に関する所信を申し上げ、町民の皆様はじめ議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに 私は平成 10 年 5 月 8 日に南風原町長に就任以来、一貫して平和憲法の理念を

町政の場に活かしながら「子どもたちには愛を、若者には夢と希望を、お年寄りには安らぎを」を自らの信条として、日本で一番光り輝く南風原町をつくるため、協働のまちづくりを推進してまいりました。これまでの行政運営に対し町民及び議員各位のご理解、ご協力に対し衷心よりお礼申し上げますとともに、今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。また、本年度においては、子どもの貧困対策を重要施策の一つとして貧困の世代間連鎖を防止するため、国・県とも連携して新たな取組を講じてまいります。平成 28 年度町政運営についても町民目線で町民本位を基本とし、今期の公約に掲げてきました 7 つの政策宣言を実行するために全力で取り組んでまいります。以上の基本的な考えに基づき、平成 28 年度に実施する施策について、その骨子を申し述べます。

ともにつくる黄金南風原の平和郷について 計画の将来像を「ともにつくる黄金南風原の平和郷」と掲げた第四次南風原町総合計画も最終年度を迎え、地域社会への愛着と誇りを持って暮らす町民が個々の思いを表し、意思を交わし、夢や目標を実現していく、そのようなまちづくりを目指して諸施策を展開してまいります。基本理念の平和、自立、共生の実現については、昨年終戦 70 年目の節目において、南風原町民平和の日や子ども平和学習交流事業等さまざまな事業を実施しました。今年度も世界の恒久平和を願う町民の心を内外へ発信する平和行政に取り組んでまいります。新たな時代のなかで、自立できる活力、地域力のあるまちづくり、そして自然や人と共生した暮らしを再生・創造していくまちづくりを目指してまいります。現在、わが国は人口減少に転じ急速な少子高齢化の進展による影響が懸念されております。一方、本町の人口は増加し続けており、全国的に見ても年少人口の割合が高く、若いまちとなっています。これはこれまで本町が子育て支援をはじめとするさまざまな住みよいまちづくりの実現に取り組んできた成果だと思っております。今後さらに発展し活力あるまちを目指し、人口の現状と将来展望を示した南風原町人口ビジョンを策定し、これを踏まえた今後 5 年間の目標や施策をまとめた南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を行い、地方創生への取組を推進してまいります。

みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちについて 協働のまちづくりを推進するためには、町民と行政の情報共有が不可欠であります。そのためには積極的な情報開示に取り組むと同時に、個人情報保護に努めながら情報の提供に取り組みます。まず身近な情報伝達手段の町ホームページや「広報はえばる」については、町政の情報を的確に伝え、町民の理解や関心を深めるとともにより身近に感じてもらえるような分かりやすい誌面づくりを目指してまいります。また、兼城十字路の電光掲示板やイオン南風原の「はえばるギャラリー」を活用した町内催し物やさまざまなお知らせ等積極的な情報発信を行ってまいります。町民からのご意見や情報提供の手段としては、町政提案箱やまちメールの活用促進、また各種委員会への住民参画を積極的に推進し町民の意見が町政に最大限に反映できる仕組みづくりに取り組んでまいります。町行政の計画書や分かりやすい予算説明書「ハイさい よ～さん」も継続して発刊してまいります。

4 大プロジェクトの推進について 次に、第四次総合計画で掲げた 4 大プロジェクトについてであります。黄金森公園整備事業については、公園の喜屋武土地改良区側に位置する多目的広場の芝植栽や駐車場の工事を進めるとともに、陸上競技場第 4 コーナーゲート付近の東屋から旧社協側までの園路整備も進めてまいります。また、陸上競技場の外周園路にウレタン舗装を施したウォーキングコースに引き続き、野球場外周園路のコースも整備を進め、早期に供用できるよう取り組んでまいります。津嘉山北土地区画整理事業については、旧津嘉山ハイツの建物の移転がほぼ完了しました。本年度は、早期の利活用が図られるように、宅地造成工事及び道路の整備を進めてまいります。また、区域内公園の造成工事と保留地処分に取り組んでまいります。

人もまちもきらきら育つまちについて 地域の教育力の向上を目指して、家庭、学校、地域との連携を強化し、町全体で教育に関することを考える「教育の日」の関連事業として、教育関係者が一堂に会し教育長表彰・教育講演会を今年も開催してまいります。幼稚園教育、保育については、子ども・子育て支援新制度に基づき、幼稚園・保育所が連携して待機児童解消を図るため、専任園長、保育時間延長、給食提供、土曜日・春休み期間の預かり保育に加え、4 歳児保育を実施して、より一層の幼稚園教育及び保育の充実を図ってまいります。学校給食については、安全・安心な給食を提供し、健康づくりに努め、食育を推進してまいります。文化センター・沖縄陸軍病院南風原壕群を、文化活動・平和学習・交流・観光の拠点として充実強化を図り、観光関連事業と連携し事業を推進してまいります。青少年の国際交流と青年海外研修派遣事業は、それぞれ中学生と青年をハワイへ派遣し、海外移住者子弟との交流を図ります。第 6 回世界のウチナーンチュ大会が開催される機会に多くの海外の町人会、県人会の皆さんと交流を深めてまいります。また、今年度も沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用して、学校教育の充実、伝統文化の継承と発展、さらに名古屋グランパスキャンプ誘致をはじめとするスポーツの振興にも取り組んでまいります。

ちむぐくるでつくる福祉と健康のまちについて 保育所入所に係る待機児童対策については、弾力化及び小規模保育や法人保育園の分園、増改築、新設法人保育園の基本設計と実施設計等に取り組み、入所の受入可能人数の拡大を図ってまいります。さらに法人等保育園職員への給与補助を増額することで、保育士確保と離職防止を図り、待機児童の解消に努めてまいります。認可外保育園については、健康診断、給食費、損害賠償保険などの補助や町外の認可外保育園に通っている世帯への補助を継続して行い保育環境の向上を図ってまいります。町独自の認可外保育園環境整備事業を継続するとともに、町外の認可外保育園に通っている世帯への補助を行い保育環境の向上を図ってまいります。子どもの貧困対策事業として、個別の世帯の状況を十分に把握して、必要な支援につなげていけるよう、子ども元気支援員 2 名を配置してまいります。さらに安心して過ごせるよう子どもの居場所を中学校区に 1 カ所ずつ確保し、専門的なスタッフによる不登校や引きこもり、支援を必要とする児童生徒の生活支援等に取り組んでまいります。また、新規事業として養

育支援訪問事業を実施し、若年出産家庭等への訪問を行いながら養育環境等について確認し、必要な支援を実施することで養育環境の改善を図ってまいります。併せて、町社協と連携した子ども等の貧困対策支援事業を実施し、地域での取り組みも支援してまいります。子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困の解消に向けた取組を推進してまいります。消費税の引き上げに際し、低所得者に対する適切な配慮を行うため、臨時福祉給付金として町民税が課税されていない給付対象者 1 人につき 3,000 円を支給し、さらにその対象者のなかで障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している方を対象に、1 人につき 3 万円の給付金を支給します。また、平成 27 年度の臨時福祉給付金受給対象者のうち平成 28 年度中に 65 歳以上になる方へ 1 人につき 3 万円の給付金を支給いたします。町民一人ひとりが主体的に健康増進に取り組めるよう、妊婦から高齢者まで生涯にわたる健康づくりへの支援を推進してまいります。その取組の一つとして、一括交付金を活用し学童期における生活習慣病予防に取り組んでまいります。高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう介護予防・日常生活支援総合事業の推進と介護が必要な状態になっても安心して相談し必要なサービスが受けられるよう地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。障がい者福祉については、障がい者本人や家族の不安・孤立感を解消できるよう社会福祉協議会と連携し相談業務の充実・強化を図るとともに、就労や居宅サービスの支援を行ってまいります。国民健康保険事業の運営については、特定健診の受診勧奨の強化による受診率向上及び特定保健指導の実施率向上に努めるとともに、国保データベースを活用して生活習慣病の発症予防や重症化予防に努めてまいります。また、後発医薬品の活用促進等で医療給付費の抑制を図るなど、財政の健全化に向けて取り組んでまいります。

工夫と連携で産業が躍動するまちについて 次に、産業の振興についてであります。まず、緊急経済対策の一環として町民が自己の居住する住宅の修繕、補修、耐震補強のための住宅改修・リフォーム助成制度の南風原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業を引き続き実施してまいります。農業振興については、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壌改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助を継続してまいります。拠点産地であるカボチャの増産支援のためのミツバチ巣箱設置や花粉交配用品種の導入、ビニールハウス、井戸設置の補助などの助成を実施するとともに生産施設の導入促進を図ることで生産農家を支援し農業経営基盤の強化に努めてまいります。また、農産物の新たな市場として開店したファーマーズマーケット南風原くがに市場の集客力向上への支援、付加価値の高い農産物の生産や出荷体制の強化が図ら得るよう関係機関との連携や病害虫や自然災害等の被害を未然に防止する対策に必要な農業用資材の購入の助成と併せて町農産物の販売促進事業の強化等を引き続き実施することで農業経営の振興を図ってまいります。担い手育成などにおいては、南風原町農業委員会、J A、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地や遊休農地を解消し、農地の確保を行うとともに青年就農給付金の給付等により、新規就農者等の農業の担い手育成に取り組んでまいります。基幹作物であるサトウキビ振興に

については、病害虫対策や収穫機を活用した利用者に対する補助等による生産振興を図ってまいります。花き振興については、花き拠点産地協議会等の検討会を開催し、新たな強化品目への取組や導入支援に努めるとともに、ストレリチア立ち枯れ対策の強化を促進してまいります。果樹振興については、一括交付金を活用した施設の導入に努め、圃場（ほじょう）拡大・増産等を図り、果樹生産農家の経営基盤の強化に努めてまいります。山川地区畑地かんがい事業については、畑地へのかんがい施設の整備を進め事業完了に向けて取り組んでまいります。畜産振興については、生産基盤の整備と経営の安定化を図るため一括交付金などを活用した事業と併せて家畜公害・環境保全対策事業や家畜伝染病予防事業の取組を推進してまいります。中小企業・小規模企業振興については、町商工会との連携強化や町内企業の振興施策とともに、地域経済の活性化発展の促進が図られるよう調査・研究を進め、南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、本町の事業所に対する振興策の充実、強化に努めてまいります。また、町内への企業誘致の促進や人材サポートセンターの取組を強化し、町民の雇用拡大を図ってまいります。工芸産業振興については、本町の重要な伝統工芸品である琉球絣・南風原花織の生産技術の向上、担い手の育成及び地域ブランド構築・展開プロジェクト等によるブランド化に努め、工芸品の価値を高めるための取組を行うとともに、販路の拡大等を琉球絣組合と連携し取り組んでまいります。観光振興については、沖縄県の重要産業であり、魅力ある観光で地域が潤うまちを目指し、観光客の誘致につながる、新たな魅力のある観光資源の創出や観光発信としてのプロモーション方法の調査・研究、観光まちづくり人材の育成に取り組んでまいります。また、観光協会と連携して観光施策推進の体制を強化し観光振興に努めてまいります。

みどりとまちが調和した安心・安全なまちについて 東北地方を中心として、日本列島に甚大な被害をもたらした東日本大震災からまもなく5年が経過しようとしています、復興は道半ばの状況です。被災された方々が希望を持って前に進むことができますよう1日も早い被災地復興を祈念いたします。本町における消防・防災については、これまでのさまざまな災害の教訓を踏まえ、消防・救急・防災活動が迅速かつ適切に行われるよう道路環境・防災施設等の整備や関係機関との連携を強化してまいります。災害時における防災・減災対策として、南風原町地域防災計画をさまざまな情勢の変化と現状に対応した見直しを進めながら、防災計画を補完する各種の行動マニュアルの整備を随時進めてまいります。また、町内の全世帯へ配布した「ハザードマップ（防災マップ）」の必要箇所の修正と利活用を促進し町民の防災・減災に対する意識啓発に努め、さらに地域自主防災組織の設立や地域防災訓練を継続して行い、一層の防災体制強化に取り組んでまいりたいと思っております。交通安全の推進については、交通安全思想の普及活動を推進するとともに、必要箇所への交通安全施設等の整備を行うとともに、信号機等、関係機関に要請が必要なものについては積極的に要請し交通安全対策を講じてまいります。防犯の取組として、警察署やPTAをはじめ各自治会等の関係機関と連携を密に地域パトロール等により防犯体制強化に取り組んでまいります。また、毎月第3金曜日（少年を守る日）の夜間街頭指導

などの地域安全活動を強化し、事故や犯罪のない明るいまちづくりに努めてまいります。道路事業については、町道 10 号線の用地及び物件補償を進めるとともに、工事着手してまいります。町道 113 号線は年度内事業完了に向け取り組んでまいります。町道 73 号線については、本年度より用地取得を行ってまいります。また、新規事業となる町道 5 号線の実施設計に取り組んでまいります。街路事業については、宮平学校線の国道交差点部の工事を進め、津嘉山中央線の用地及び物件補償並びに新規事業の津嘉山中央線街路事業（2 工区）の実施設計を進めてまいります。公園整備については、ウガンヌ前公園の本年度内の供用開始に向けて進め、津嘉山公園は造成工事及び公園北側に位置するシンボルプラザ広場の整備を進めてまいります。集落内の環境整備については、大名地内の排水路整備に取り組んでまいります。下水道事業については、引き続き津嘉山北土地区画整理事業区域を重点として、与那覇地域、宮平地域の整備を進めるとともに、照屋・喜屋武・本部地域の早期供用に向け幹線の整備を順次進めてまいります。雨水整備においては、現在取り組んでおります津嘉山、照屋、新川地内の整備を進めて浸水解消に努めてまいります。普及促進については、国の補助制度の活用を継続し公共下水道及び農業集落排水への接続促進に努めてまいります。

環境と共生する美しく住みよいまちについて 住みよい住環境を目指した循環型社会促進のため、はえばる版リサイクルループ事業を中心に、町民、NPO、企業・事業所等との連携及び情報共有によるさらなる持続と発展のため、ごみの分別徹底に関する普及・啓発を進め、ごみの減量・資源化の取組を推進してまいります。また、はえばるエコセンターを活用した各種環境講座、次代を担う子どもたちへ学校との連携による環境学習支援事業を実施し、環境意識の高揚を図ってまいります。ごみの不法投棄については、町内の不法投棄発生箇所を中心にパトロールを行うとともに、立て看板等を設置し生活環境の保全に努めてまいります。沖縄の貴重な自然環境を残し、エコアイランド沖縄を目指すため、町民の具体的な活動への支援と環境意識の啓発を図ってまいります。また、南風原町地球温暖化防止実行計画、南風原町地域新エネルギービジョンに基づき、公共施設等の省エネ対策を進め、温室効果ガスの排出抑制を積極的に推進してまいります。また、町内の防犯灯についても、省エネルギー設備の導入により環境負荷の少ない低炭素社会の実現を図るため、既設防犯灯の水銀灯や蛍光灯をLED灯に切り替え、温室効果ガスの排出抑制を推進してまいります。町民の生活に密接した悪臭、騒音、水質汚濁、振動等の公害問題については、各関係機関と連携し生活環境の保全に努めてまいります。これまで、総合計画のまちづくり目標に沿ってご説明しましたが、第四次総合計画の期間終了が平成 28 年度であることから、平成 29 年度からの次期、第五次南風原町総合計画の策定にあたっては、住民との協働による全庁体制で鋭意取り組んでまいります。

健全な行財政運営について 多様化する行政ニーズを的確に捉え、町民が満足できるような質の高い行政サービスを提供していくことが行政の重要な役割であります。それを実現するためには、柔軟に対応できる人材が不可欠であり、そのためには、職員一人ひとり

が自らの能力を高め最大限に発揮していく必要があります。そのような認識のもと住民満足度向上のため、南風原町人材育成基本方針に基づく職員人材育成を推進します。

予算編成について 平成 28 年度の予算編成については、第四次南風原町総合計画に掲げた「ともにつくる黄金南風原の平和郷」の実現を目指し、一括交付金を活用した予算編成を行っております。今後も引き続き、子育て支援・教育の充実を図り、福祉向上、産業振興等、町民ニーズに応えた事業を実施し、「子育てするなら南風原町、ずっと住みたい南風原町」のブランド力を高めてまいります。

本年度の各会計予算編成の内訳は、一般会計 132 億 6,890 万円、特別会計 80 億 410 万 1,000 円、全会計合計 212 億 7,300 万 1,000 円。

おわりに 以上、平成 28 年度の町政運営についての考え方と主要施策の概要などについて述べてまいりました。平成 27 年 9 月に実施した第五次南風原町総合計画策定に向けたアンケートにおいて、お年寄りや体の不自由な方も皆が安心して暮らせるまち、災害や犯罪が少なく、対策が整っている安全・安心なまちとの声が多く寄せられました。これを受けて町民一人ひとりが幸せを実感でき、安全・安心して生活を営み、誰もが住んでいることを誇りに思える「日本で一番光り輝くまち、南風原町」の実現を目指して、全職員一丸となって創意工夫を重ね、さらなる挑戦と成長を続け情熱を持って全力を尽くしてまいります。

予算以外の審議案件として議案 8 件、また追加議案として数件提出する予定であります。平成 27 年度補正予算の議案については、先議案件とさせていただき、議員各位の慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長 宮城清政君 以上をもって町長の施政方針を終わります。暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 08 分）

再開（午前 11 時 21 分）

○議長 宮城清政君 再開します。これから議案の上程に入ります。

日程第 6．議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例

○議長 宮城清政君 日程第 6．議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例 南風原町行政不服審査会条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政不服審査法の規定に基づき、南風原町行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案するものです。その内容については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例について概要をご説明いたします。お手元に議案第 9 号から議案第 15 号の概要説明という資料、それからこのような両面刷りのものを配布しておりますので、それを用いて説明いたします。まず、条例の説明の前に、行政不服審査法が大幅に改正されていますのでその要点だけをお話します。今回、行政不服審査法改正のポイントとしまして、原則として行政不服申し立てを審査請求に一本化となりました。これまでは、異議申し立てと審査請求に分かれておりました。これが審査請求一本化になるということです。それと処分の日から 60 日以内であったものを 90 日にするという期間の延長ですね。それが大きな改正です。それから、現行は審査庁、役場で言えばある課が処分したのものについてはその課に異議を申し立てる仕組みだったのですが、改正後は審理員というものを置きまして、それからもう 1 つ、今回の条例は第三者機関を設置するための条例でございます。まず今お話しているのは、法律の制度がこのように変わったという説明でございます。それを受けて、今上程している南風原町行政不服審査会の設置条例について説明いたします。

続きまして概要の説明であります。まず行政不服審査法に基づいて条例で定めなければいけない第三者機関、附属機関の設置です。そして、審査会は不服申立懸案に関して行政庁の採決内容について第三者の立場から意見をすることです。法の趣旨に準じて法律の識見を有する者から任命。これについては弁護士等法律関係者を予定しています。それから、委員の定数は 3 名。また必要に応じて専門委員を任命することができるということで、この条例が構成されております。特に流れとしましてこれまで役場が処分したものを役場内部で異議申し立てに答えていくものを、関係課以外の、今は総務部総務課長を予定しています。ただ、総務部総務課で起こったことは別の例えば民生部にこの審理員を置くというかたちで、特に公平性を重視するということですね。この審理員が最終的には判断することになりますが、そこは外部委員の行政不服審査会を設けてそこに諮問答申という機関を設けて、それに基づいて判断して決断をすることになります。特にこの審査会の法律家についてもそれぞれの得意分野、そうでない分野がございますので、その下に第 6 条として専門委員を置くことができるということで、より精度を高めた審査会にしていくという内容です。任期は 3 年です。そして、3 人以内、その下に専門委員を設置することになります。この委員については、3 年以内の任期で常に設置しておくということでこの条例が可決いただいたあと、新年度から委員を選任することになります。以上が、議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 ちょっと教えてください。4 条と 6 条に関して質問します。4 条のなかで、優れた識見を有する者のうちから町長が任命すると規定されています。その優れた識見とは、資格は必要ないのか。どういう範囲になるのか。行政不服審査ですからいろいろな意見が出てくるでしょう。そういった面での資格は問わないのか。優れた識見を有するというその範囲がどうなるのか、どういった方を委員に任命するのか教えてください。

それから 6 条の専門委員の設置が必要なときは置くことができるとありますが、その委員は何名なのか。1 名なのか複数なのか、それはどう考えているのか教えてください。以上です。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず 1 点目です。4 条について先ほども少し触れましたが、具体的に言いますと弁護士もしくは司法書士や会計士、不動産鑑定士等、あとお二方は専門知識として大学の先生、教授を予定はしています。まず公平な判断でできる立場の方。そして、その件について白黒を付けるということですので、裁判所の判事のような判断をする立場の人ですので、今申し上げた専門知識・資格を有している方を考えています。

それから 6 条の専門委員ですが、人数は特にございません。先ほども少し触れましたが、この委員となった弁護士にしてもすべて得意ではないようです。例えば道路の買収とか価格になると不動産鑑定士が必要だろうと、この委員にそういった特に造詣が深いとか専門がない場合はその専門委員に任命した方に依頼する。それが単数か複数かはそれぞれケースによって違ってくるといふように今のところは考えています。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 第 4 条の委員については分かりました。問題は専門委員です。その専門委員はその委員会のなかで意見を言っていくというかたちなのか。それとも専門委員の在り方と言うのか、どういうかたちで実際にやっていくのか少し分かり難い。教えてください。委員が 3 名いて、それ以外に専門委員を置くわけでしょう。その専門委員がどういうかたちで委員会で発言をし、どういうかたちでそれが生かされていくのかそこが見えないものだから教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 専門委員は常設ではございません。ケースが出た場合に、この

3名の審査会で調査が必要だと思ったときに調査を依頼してその結果を聞くということです。審査会に意見を言う場合もあるのですけれども、何らかのデータをくれということで調査だけ依頼するケースもあると思います。ケースバイケースによってより専門の知識を持っている方に調査なり意見を求めることができるということで、それぞれのケースで必要な場合と必要ではない場合、複数の場合と単数の場合、こういった専門職種の方に依頼するかが異なってくると考えています。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 専門委員というのが、委員会に出たの発言であるとか意見を言うとかそういうものではなくて、その専門委員が専門的にこの分野について調査してくれという役割になるのか。特別にこの専門委員が委員会に出て意見を言う、発言をするということではないわけね。そういう理解でよろしいですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 審査会は3名です。3名の審査会の委員でより深く調査が必要だと思ったときに専門委員に依頼します。これは、書面、データであるかも知れないし、その審査会に来ていただいて口頭で聞き取り、このケースがあるのだがどう考えるかというような知識をいただくというようにいろんなケースがあると考えています。具体的に、例えば土地の買収だとか価格的なことだとしたら不動産鑑定士に依頼することになります。この地価がいかほどかのデータだけをもって判断するかも知れないし、状況を審査会に出ていただいて聞く可能性もあります。とにかく、審査会が判断する上で必要な情報を得るための専門的な知識を有した委員とご理解いただければと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 人数についてお伺いしたいのですけれども、なぜ3名なのかです。と言いますのは、7条4項で審査会の議事は出席委員の過半数で決するとのことですが、3名のうち委員長1名として、残り2名となる。4名いれば委員長がいて、残りの3名で2対1で決めれば簡単なのですが、1対1になるわけでしょう。それとも、委員長も含めてどうするか決するということも考えられなくはないのですが、3名なのはどうか、4名のほうがまだやりやすいのではないかと。3名であつたら全会一致制にするとしたほうがやりやすいのではないかと思ったりもするのですけれども、そこをお聞きしたいと思えます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 この 3 名にしたのは、法律に 3 名以上とございます。それで本町の規模等勘案して 3 名が適正だと判断しました。この審査の決し方なのですが、答申ということでその委員 3 名皆さんの意見をまとめるというように考えています。仮にこの委員のなかで意見がそれぞれにあった場合、それは多数決とはなっているのですが、委員長は除くということではなく 3 名の委員での多数決と考えています。ただし、この委員の性質上、見識を持たれている皆さんの意見の相違で答申していただくということにはなるかと思えます。結論から言いますと、過半数とは委員長も加わって採決はするという事です。そういう考えであります。

○議長 宮城清政君 他に。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 まず、法律の改正による今回の条例提案とのことですけれども、全国各自治体でこういう条例が法律に基づいて置かれるわけですよ。ですから、こうした場合、準則ですか、標準的なスタイルが示されて、ほぼそれに基づいて各自治体で定められていくという流れがあると思うのですけれども、今回もそうなのか。先ほど南風原町の規模でというような言葉も出ましたけれども、この提案されている条例がその準則と違う点があるのかなのか、あればそこはどこなのか、そういったことについてお聞かせいただきたいというのが 1 つです。

それから、特別職のいろんな委員がいらっしゃいますよね。そういった報酬を定める条例がありますが、そことの係わりでこれはどういうふうに位置づけられるのかお聞きします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 以前は、法律改正に伴う条例等には準則というのがございました。地方分権一括法の当時から、税条例とか特にそういった以外は準則というのがなくて、たまにケースによっては準則というのが出てくるのですが今はその準則はございません。それぞれの自治体で、大きい自治体には法制執務室とかそういった課もございますので、そういったところも見ながら、われわれは契約している例規の会社などから情報を得ながら作成しているというのが現状でございます。この作りも他の自治体も参考にしながら、今言った会社の情報も得ながらこの条例案は作ったということです。

それから、他の委員との関連ですが、それはまた報酬等ですので、次の条例で出てきます。次の議案第 12 号のなかで出てきますのでそこで説明いたします。以上です。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 2 つ目の質問は大変失礼しました。準則はないということで、よその自治体のものも研究しながら提案していると理解しました。

それから、行政不服審査というのは、それが行われているのかいないのか第三者にはなかなか分からないものだと思いますけれども、当事者以外はなかなか分かりづらいものだと思うのですが、わが南風原町行政においてここ最近の実績と言うのか、どの程度こういったものが行われているのか件数など、あるいはテーマと言うか種類をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 おっしゃるとおり、そんなに多くのケースはございません。今年度 1 件異議申し立てはございました。異議申し立ては、全部、書面でのやり取りになるもので、それは 1 件ございました。あとの条例でも出てくるのですが、この行政不服審査会とは別立てで、例えば固定資産や情報公開条例、個人情報保護、これについては独立した審査会がすでにございます。固定資産についてはたびたびございます。それ以外の異議申し立てについては、今年度 1 件。それ以前は、過去 2 年ぐらいは記憶がございません。以上でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 7. 議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第 7. 議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政不服審査

法の規定の規定に基づき、提出資料等の写し等の交付に係る手数料について、必要な事項を定めるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について概要説明をいたします。これも制定でございます。先ほどの議案第 9 号の関連です。上位法で、先ほどの行政審査会、審査申出等で処分庁、いわゆる役場からいろいろ資料が必要なときのコピー代、プリント代について定めなさいということでの手数料条例でございます。これについて料金でございますが、白黒については A 3 以下の大きさであれば 1 枚 10 円、カラーにつきましては A 3 で 80 円、A 4 で 50 円という手数料の定めであります。それも上位法で行政不服関係についての資料をコピーもしくはプリントする場合はそういったことを定めなさいということでもありますので、今回の条例制定でございます。それについては、第 4 条で経済的な理由等特別な理由がある者については、減免することができるという減免事項も加えてございます。以上が、議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 8. 議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第 8. 議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政不服審査法尾の規定に基づき、関係条例について所要の整備を行う必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。まず、これにつきましては、概要説明であります 1 つの法律で複数の条例に影響が出ております。それをこの 1 つの条例で条立てて改正するという今度の手法を採っております。大きくはこの法律ができたことによって条ずれとか文言の修正が出てきております。そういったことの修正ですね。まず第 1 条が、南風原町行政手続き条例の一部を改正する条例。これは審査請求に一本化されておりますので、こういった文言の整理となっております。2 条 南風原町税条例の一部を改正する条例ですが、それについても文言の修正、整理です。3 条は、先ほども少し触れましたが、13 条関係は新たな条が追加されたことによる引用条例の整理。それから 17 条の関係は、行政不服審査法による審査手続きの除外規定です。審査請求について、情報公開については情報公開の審理会がやりますよということです。それについては 4 条で、個人情報保護条例の一部を改正する条例として、これについても適用除外です。個人情報保護関係上、審査請求についてその審査会がやるということです。それから第 5 条は、固定評価審査委員会です。これについても適用除外規定です。固定資産税に係る評価額についてはこの委員会の事項ですということで、固定資産評価審査委員会の改正でもう 1 つ大きなものは、手数料の件が追加されました。先ほどの条例と同じ額です。減免の規定もございます。では、3 条と 4 条、南風原町情報公開条例と個人情報保護条例の手数料には手数料がないかと言いますと規則に委任されております。その規則のなかで手数料については同額で改正をしております。ということで、固定資産評価委員会の手数料関係の追加、情報公開条例、それから個人情報保護条例についても適用の除外ですね。審査課についてはその審査会がやるということと、行政手続き条例の改正と南風原町税条例の改正については、それぞれ文言の修正ということとあります。以上が、議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。暫時休憩します。

休憩 (午前 11 時 55 分)

再開 (午後 1 時 00 分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第 9. 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 9. 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、南風原町職員等の旅費に関する条例の改正に準じて宿泊を要する場合の日当額を見直すこと及び行政不服審査法の規定に基づく南風原町行政不服審査会の設置に関連し、委員及び専門委員の報酬及び費用弁償を定める必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。提案理由にもあったように、まず 1 点目は宿泊を伴う日当の増額です。それから 2 点目に、先ほどの議案で審議していただいた行政不服審査会委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の制定による今回の条例改正でございます。新旧対照表をご覧くださいませ。教育委員、農業委員、選挙管理委員、監査委員の皆さんの右側が改正前で、日当宿泊を要するものは 1,500 円となっておりますこれを 3,000 円に。その他の委員が 1,100 円を 2,400 円にという改正提案でございます。それから、新旧対照表の次のページに特別職報酬審議会委員の次に行政不服審査会委員及び専門委員報酬を 1 万 1,000 円。それから宿泊を伴う費用弁償については 2,400 円、宿泊を伴わない場合には 1,000 円という制定です。これにつきましては、今の新たな委員の追加については以上でございますが、ではなぜこの 1,500 円と 1,100 円をそれぞれ 3,000 円と 2,400 円にするかという理由でございますが、平成 17 年 4 月から行革に基づいてさまざまな補助金や区長の委託料、一定割合だったり定額であったり減じて行革を推進してまいりました。その同じ時期、平成 17 年 4 月 1 日の施行分からそれぞれ宿泊を伴う日当について 3,000 円を 1,500 円に、2,400 円を 1,100 円に減額をしておりました。今年度までずっとそれできたのですが、隣町村を見た場合、すでにそれが元に戻されたと言いますか本町と同じ額に戻されておりましたこと、現状の物価等、県外に研修等出張した場合、1 日 1,100 円では厳しい部分があるということです。ということで、隣町村の勘案、現状物価等を勘案した結果、本町においても隣町村並みにと言いますか平成 17 年と同額のレベルに

戻させていただきたいという今回の提案でございます。以上が議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「進行」の声あり〕

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 10. 議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の規定に基づく所要の改正を行う必要があるため提案をいたします。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。この条例につきましては、給与に関する条例等となっております。これも地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴って、2つの条例の改正をこの一本で上程となります。これも条立てです。まず、第 1 条が南風原町職員の給与に関する条例の一部改正です。お手元に配布されています概要説明であります。地方公務員法の改正による条ずれへの対応、それから別表に標準的な職務を規定する等級別基準職務表の追加、任命権者が報告しなければならない事項に退職管理の状況を追加ということです。条ずれ、文言の修正はそのとおりでございますが、等級別基準職務表とはこれまで規則でございました。どういうことかと言いますと、等級には 1 級から 7 級までございまして、これに該当する職員はこの給与表 1 級から 7 級までございます。この職務はこの給与表をあてますということです。きちっとこの職務基準表は条例に掲げなさいという法律改正であります。それによって規則ではなく条例に職務表に示すという改正です。規則から条例へ掲載ということです。もう 1 つは、第 2 条です。南風原町職員

の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正です。これについては地方公務員法の参照している 6 項を 5 項にといい条項のずれです。そしてもう 1 つ、3 条。南風原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。こういったことがあったときはこうしなさいと条例に定めることになっておりまして、そのなかに職員の退職管理の状況というのが追加されました。これも法律事項でございます。これはどういうことかと言いますと、退職後にこの職員が退職前の 5 年間で関わった職務関連の業界に行った場合は、公表してくださいということになりました。この公表の内容は、氏名・年齢・役場での役職・就職先の称号を公表しなさいということになりました。以上が議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 11. 議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 11. 議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律の規定に基づく所要の改正並びに旅費日当の額について、近隣始祖の状況を鑑み、当該額の見直し等を行うため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。14 号につきましてもお手元に配布した概要説明と主に新旧対照表を使って説明します。条項は前後しますが、教育長は同条例によって日当は定められておりますので、教育長は宿泊が伴う場合 1,500 円を 3,000 円に、その他の一般職

員が 1,100 円を 2,400 円に改めるという先ほどの 12 号の改正と同様理由での提案です。もう 1 点、その他地方公務員法の改正による条ずれへの対応、それから国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じて文言の修正や現行の旅費支給方法に合わせて改正ということでもあります。

新旧対照表をご覧ください。これも先ほどの条例改正と同じように、地方公務員法の改正がございましたので条ずれ等、文言の修正もあります。それから、第 2 条第 3 項、赴任の定義を変えております。新たに採用された職員のうち本町の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員になったもの、その他町長が特に旅費の支給を必要と認めるものというように定義を明確にしております。それから、当然、赴任があれば帰任もあるのですが、現行の条例にはそれがございません。新旧対照表の次のページです。その赴任に扶養親族が付いていたらその扶養親族をその定義のなかへ追加でございます。赴任というのがどういうことかと言いますと、本町の要請によりという定義ですね。例を言いますと、国家公務員とうちの職員の人事交流のような交換です。協定で何々省から本町に来て本町の職員をどこにか行かせる。交換でないケースもあります。要請によりある省庁から本町に来るとか、そのときに東京に在住なさっている方を本町に呼ぶわけですからそのときの赴任手当は出しましょうという改正です。それには扶養親族も然り、当然赴任された場合には帰任もあるのですが、そういった条項が抜けておりました。そういったことの明記です。そしてその第 2 項です。ただし、在勤地という場合には在勤公署から 8 キロメートル以内の地域を言うというのは、例えば総合事務局にいらっしやって、在勤地が南風原町役場として、8 キロ以内に住んでいた方に 5 キロ以内に来ますというときには出しませんという条項です。10 数キロ離れていた人が 8 キロ以内に来るときには赴任手当を出しましょうということです。近い人がより近くなるという場合には出しませんという明記です。それから 3 条は、出張又は赴任という文言の追加で、その 2 項 3 号は、これも追加ですが本当はもともとあるべきでしたね。出張とか赴任で仮に亡くなった場合、そのときも出しますよということです。それには遺族の関連もございませぬ。続きまして第 4 条第 4 項は、これまで実際、出張命令簿など付けていたのですが明記されておりましたのでその整備です。次のページの 6 条も文言の追加、修正です。旅費の請求 13 条についても手続きの話ですが、これも文言の修正です。4 項、5 項も会計管理者と支払の旅費に関する、現在もやっているのですが明記をしたということでございます。15 条、特急列車運行の 300 キロ、これも以前から本来、他市町村、他県では 100 キロ、50 キロだったのですが、うちは 300 キロと 100 キロというふうに定義されていたということの修正であります。次のページも同様です。そして、16 条、船賃の場合なのですが、一般職の部分に町長、副町長がありましたのでこれの修正です。次の 19 条で、宿泊を要しない場合の日当は、我々支給されておりましたが、これが本島内に属する区域内の宿泊を要しない場合は 2 分の 1 とあります。これはどういうことかと言いますと、本島に属する区域内の宿泊を要しない旅行とは、南城市の久高島とか、うるま市の津堅島とか、そういったときは 2 分

の 1 あげますよとしていたものを、県内の宿泊を伴わないものは日当がございませんのでそれを現況に合わせたという条項の削除です。これは 2 項で明記しています。宿泊料も別表の定額を明記していなかったのが明記したということでもあります。それで 23 条の退職者の旅費は、先ほどの赴任の関連ですね。赴任中に退職になった場合の旅費の明記です。24 条も赴任中の扶養親族などとしていますので、その遺族に関する旅費の明記等々でございます。あとは条ずれの対応です。25 条も外国の旅費につきましては国家公務員に準じておりますが、国家公務員には支度金など出しているのですけれども、本町はそのケースバイケースと言いますかほぼ出しておりませんのでそれを旅行命令者の町長と協議して定めると明記しております。26 条も文言の修正、整理です。それから、28 条。現在は派遣の条例がまだございませんが、仮に民間企業に行った場合、その契約でそちらに送る場合には皆さんが旅費を払ってくださいといった場合に、こちらの旅費と本町の旅費で差額があって不足があればこれは補てんしますという条項です。例えば A という会社に行って差額があった場合は、補てんしますというような明記です。いろいろございましたが、ほぼ今まで修正すべきをしていなかったとか、支給されていないのが 2 分の 1 支給されるように書かれていたとか、そういうものをすべて整えたということでご理解いただければと思います。そして新旧最後のページに、冒頭で申し上げた教育と一般職の宿泊を伴う場合の日当額の改正となっております。以上が議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 先ほどの 13 号でも出ましたし今も出ていて、次の 14 号にも出てきますけれども、日当について 1,500 円を 3,000 円に戻す、1,100 円を 2,400 円に戻すということです。先ほどの議案では、隣町村の状況だとか物価情勢みたいなことをおっしゃったと思うのですけれども、そもそもその 3,000 円から 1,500 円へまたも一方もそれぞれ引き下げたのは行革の一環としてとの説明でした。今回それを元に戻すというわけですから、行革で引き下げた時の状況から何がどう変わったのかが説明される必要があるのではないかと思います。これは次の議案も一緒ですけれどもね。隣町村の状況は取り寄せるのですから委員会で見せてもらえればいいのですが、物価がどうのというのもこれも委員会で説明してもらいたいと思いますが、行革の場合と何がどう変わったのかをご説明いただきたいことと、それから、この 3 つの条例、次のものも含めて増額になるわけだから、年間予算でどの程度の影響額があるのかを出していただきたい。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 平成 17 年当時、小泉内閣で三位一体改革というのがございました。それで議員の皆さんは定数 22 人から 16 人へという、本当に厳しい改革でございました。ということで、定数削減でしたので議員の皆さんの費用弁償等はそのまま据え置いたと、われわれ本町職員については特殊勤務手当、この議題になっている日当、そういったものを 2 分の 1 とか、他の例えば区長の委託料等も削減しておりました。団体の補助金にも削減があったかと思えます。その他、保育所への単費の支援関係についてもあったと記憶しております。ということで、あの時は交付税がかなり算定基準等も変えられて減となってということがございまして、平成 17 年 4 月 1 日でそういった改正でありました。これがどうなったからかということですが、一定の効果は得られたということで、これは全国的なものも含めてですが、行革をやっていないということではあるのですが当時の集中行革プランに基づいたものは一旦終了しているということです。それから、やはり実際に県外へ研修等で派遣した場合に、日当で 1,100 円というのは現状として厳しい、それから繰り返しになるのですが隣町村の日当の実情に合わせてと言いますか均衡を勘案してという表現になると思いますが、それら諸々勘案しての今回の提案になっております。隣町村の資料、その他の資料については委員会でお示しさせていただきます。以上でございます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 日当は、一般職員であれば 1,100 円プラス 1,300 円ですので、それぞれ総務部総務課が研修でもっているのは、何人というよりは 80 泊ということで考えております。ということは、10 万数千円ですね。その他、委員が宿泊を伴う場合等勘案して、旅費の積算が何拍、飛行機賃いくら、その他の車賃いくらということであつたり、一括で関東地方というような明記がなくて、車賃等、飛行機等が求められない場合がありますので、1 人 10 万円等で組んでいる場合がありますので、これは泊数が数えられないのです。ですから、今言った 80 泊するのであればこれを 1,300 円掛ければいいわけですから 10 万数千円です。他の諸々合わせて、増額部分が 30 万円から 40 万円ぐらいたと試算しています。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 12. 議案第 15 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 12. 議案第 15 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 15 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。提案理由としまして、旅費、日当の額について近隣市町村の状況を鑑み、当該額の見直しを行うため提案いたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 15 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。議案 15 号につきましても先ほどから出ている宿泊を伴う日当の改正でございます。町長、副町長の宿泊を伴う日当を 1,500 円から 3,000 円にという改正です。もう 1 点は、宿泊を伴わない沖縄県本島内の旅行の場合は、前項の規定にかかわらず支給しないという現状もその運用でございますがきちっと条例に明記するという改正でございます。改正額や理由については、先ほどの議案と同様でございます。以上が、議案第 15 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。議案第 15 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 13. 議案第 16 号 沖縄県介護保健広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について

○議長 宮城清政君 日程第 13. 議案第 16 号 沖縄県介護保健広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 16 号 沖縄県介護保健広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について。地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により平成 29 年 2 月 1 日から沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を求めます。提案理由としまして、沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を変更することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により本案を提出いたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第 16 号 沖縄県介護保健広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について、本日お配りしました概要説明資料と議案書の新旧対照表を使って概要をご説明いたします。まず今回の規約変更の目的でございます。規約変更は 2 点ございます。1 点目で、広域連合を組織する地方公共団体に西原町を追加することです。それから 2 点目で、介護保険法の改正に伴う新しい介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な実施を図るための改正であります。

新旧対照表をご覧くださいながらご説明していきたいと思っております。まず規約変更の概要でございます。1 点目の西原町新規加入に伴う規約変更の概要です。現行規約第 2 条では、広域連合を組織する規定で、広域連合は別表第 1 に掲げる市町村をもって組織することから、別表 1 に西原町を追加するということです。それから、現行規約第 7 条、広域連合議会の組織の規定において、広域連合議会議員の定数が 28 人となっているところを 29 人に変更するものであります。この新旧対照表左側が現行で、右側が改正案となっております。それから規約変更のもう 1 点ですね。介護保険法の改正に伴う規約変更の概要でございます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律において、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設等によって地域支援事業に関する改正がなされております。この事業については、構成市町村、要するに市町村が中心となって地域の実情に合わせて多様なサービスを充実することによって地域の支え合いの体制づくりを推進することになっておりまして、平成 29 年 4 月までには全市町村が実施することとなっております。現行の規約においては、この同事業の事務が広域連合が処理する事務となっていることから、広域連合と市町村間においてこれまでは委託契約を結んで市町村が事業を行ってきておりました。今回の規約改正、変更においては、第 4 条関係別表第 2 で関係市町村において処理する事務のなかに地域支援事業を加えることによって広域連合と市町村の双方で同事業を行うことが可能となるということです。そういうことでこれまで以上に事業の効果的な実施と市町村の主体性の確保が図れるとなります。この新旧対照表の裏側に、オとキとありますが、その間にカとして地域支援事業に関する事務、地域支援事業の実施に関すること。ただし、広域連合による実施により事業

効果が発揮できると認められる事業を除くということで、この部分を挿入する変更案でございます。現行規約にありました、カ. 地域支援事業は広域連合の処理する事務となっていたものですからここではカの部分が入っていなかったということです。新たに、カとして市町村がやる事務として追加されたということで別表に入ってきております。

次に、附則に関する説明でございます。附則（施行期日）第 1 項 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び別表第 1 の変更規定は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。となっております。これは地域支援事業について市町村が主体となって平成 28 年度から事業実施できるようにするために、平成 28 年 4 月 1 日からの施行としております。ただし、西原町の加入につきましては、広域連合の新年度予算は 2 月議会で可決されていることとなりますので、西原町選出議員の出席が必要となることから、平成 29 年 2 月 1 日としております。それから、（経過措置）2 項 前項の規定にかかわらず、西原町について第 4 条の広域連合の処理する事務及び第 17 条の広域連合の経費の支弁の方法については、平成 29 年 4 月 1 日から適用するとなっております。これにつきましては、西原町の業務開始が平成 29 年 4 月 1 日であることから、第 4 条広域連合が処理する事務、第 17 条広域連合の経費の支弁の方法については平成 29 年 4 月 1 日適用としております。それから、（準備行為）第 3 項 広域連合は、第 1 項ただし書きに規定する施行の日前においても、西原町の加入に向けて必要となる準備行為をすることができる。これにつきましては、西原町が加入する前にシステムの改修やデータ連携等事前の準備作業が必要となってきますのでこの 3 項の規定を設けております。それから第 4 項 西原町加入により生じる費用負担とその他必要な事項については、西原町と協議の上、別に定める。これにつきましては、西原町加入による事前協議書を規約に位置付けてあるということです。事前協議書によって西原町の負担はこれですというように決定して、その支払方法等も西原町と協議しながら進めていくというために設定しております。以上が議案第 16 号 沖縄県介護保健広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についての概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 これは即決ですよね。ちょっと教えてください。本島内に例えば読谷村であるとか恩納村であるとか加入していない自治体が 8 カ所ぐらいですか、中城村も然り、北中城村も然りであります。この広域行政には村は加入できないのか。それぞれの地方自治体が決めることではありますが、村は加入できないものなのか。県の指令でそういうものがあるのかどうか。もちろんそれは市町村長の権限で加入する、しないというのがあるはずですが、村は入れないということがあるのかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 45 分）

再開（午後 1 時 45 分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 附則の準備行為 4 項で、西原町加入により生じる費用云々、協議の上別に定めるとなっているのですが、これ全部決めたのではないですか。決めて納得した上で南風原町もオッケーとやったつもり、私はそういうつもりなのです。それとも、その決まったことを新たに協定みたいにやるということなのか。これからやるということではないですよ。そこをお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。西原町の参画に関しましては、平成 26 年 9 月にまず覚書を交わしております。その後、西原町が加入する場合には西原町の負担がこれまで築いてきた資産等を積み上げてそれを均等割にしてこれだけとか、それからシステム改修とあらゆる費用は試算してあります。この費用負担に関して、もちろん西原町がすべて負担するわけですが、システムの改修については一括払いにするのかどうかとかそういった部分で西原町の加入が決定したら正式に協議書を調印してそのとおりに支払いますよということを担保しているかたちになります。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 48 分）

再開（午後 1 時 49 分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 16 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 16 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第 16 号 沖縄県介護保健広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてを採決します。本案について、可決することに賛成の方は起立願います。

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 2 日

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 報告第 1 号 平成 28 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長 宮城清政君 日程第 14. 報告第 1 号 平成 28 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 1 号 平成 28 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 28 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告いたします。平成 28 年度、南風原支社においては、土地開発公社を活用しての事業計画はありませんので、お配りしています事業計画書には本町にかかる事業計画、用途別明細表への記載はないということをご報告いたします。以上であります。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第 1 号 平成 28 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、これをもって終了します。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会 (午後 1 時 53 分)

地方自治法第 123 条の第 2 項の規定により署名する。

南風原町議会議長 宮城清政

署名議員 (議席番号 4 番) 大宜見洋文

署名議員 (議席番号 6 番) 赤嶺奈津江